

選択的夫婦別姓導入に慎重な対応を求める意見書

女性の社会進出が進み、個人の意思の尊重、男女平等の観点から、国は、今国会において、結婚後も夫婦が別姓を称することを認める選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正案の提出を検討している。

古来より、わが国の伝統文化は、祖先を敬い、夫婦、親子の絆で結ばれ、ともに一体感を持つ家族制度を基に築かれてきた。

しかし、核家族化の進展による三世同居の減少などにより、家族の結びつきが緩まっている。

このような中、夫婦別姓制度を導入することは、夫婦間の絆を弱めるとともに、子供の姓が父または母と異なることになり親子の絆も弱めるなど、家族の一体感を損ない家族制度の崩壊を加速助長するものであり、家族を基本単位とする地域コミュニティの崩壊へも導きかねない。

改姓による不利益は旧姓を通称として使用することで回避が可能である。

よって国におかれては、わが国の伝統文化を守り、安心安全の社会づくりを進めるため、家族のあり方に重大な影響を及ぼし、わが国の将来に重大な禍根を残しかねない選択的夫婦別姓導入については、慎重な対応をするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月24日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣(男女共同参画担当大臣)、法務大臣